

令和 7 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 7 年 2 月 2 5 日

も く じ

報告第 1 号	和解に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 2 号	訴えの提起に係る専決処分の報告について-----	4
報告第 3 号	道路上にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	6
報告第 4 号	決算不認定に係る措置について-----	7
議案第 2 号	令和 6 年度大東市一般会計補正予算（第 7 次）について-----	別冊
議案第 3 号	令和 6 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次） について-----	別冊
議案第 4 号	令和 6 年度大東市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 5 号	令和 6 年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第 3 次） について-----	別冊
議案第 6 号	令和 6 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 3 次）につ いて-----	別冊
議案第 7 号	令和 6 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 次）について-----	別冊
議案第 8 号	令和 6 年度大東市 2 駅周辺整備事業特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 9 号	令和 6 年度大東市移管市営住宅事業特別会計補正予算（第 3 次）について-----	別冊
議案第 10 号	令和 6 年度大東市下水道事業会計補正予算（第 1 次）につい て-----	別冊
議案第 11 号	令和 7 年度大東市一般会計予算について-----	別冊
議案第 12 号	令和 7 年度大東市国民健康保険特別会計予算について-----	別冊
議案第 13 号	令和 7 年度大東市交通災害共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第 14 号	令和 7 年度大東市火災共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第 15 号	令和 7 年度大東市介護保険特別会計予算について-----	別冊
議案第 16 号	令和 7 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算について-----	別冊
議案第 17 号	令和 7 年度大東市 2 駅周辺整備事業特別会計予算について-----	別冊

議案第 18 号	令和 7 年度大東市移管市営住宅事業特別会計予算について-----	別冊
議案第 19 号	令和 7 年度大東市水道事業会計予算について-----	別冊
議案第 20 号	令和 7 年度大東市下水道事業会計予算について-----	別冊
議案第 21 号	大東市教育委員会委員の任命について-----	9
議案第 22 号	権利の放棄について-----	10
議案第 23 号	権利の放棄について-----	11
議案第 24 号	大東市子ども・子育て支援事業計画の変更について-----	別冊
議案第 25 号	大東市健康増進計画の変更及び大東市自殺対策計画の廃止に ついて-----	別冊
議案第 26 号	大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 の一部を改正する条例について-----	12
議案第 27 号	大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の 一部を改正する条例について-----	15
議案第 28 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例について-----	18
議案第 29 号	大東市職員等旅費条例の一部を改正する条例について-----	22
議案第 30 号	大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に ついて-----	28
議案第 31 号	大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について-----	30
議案第 32 号	大東市都市公園条例の一部を改正する条例について-----	32
議案第 33 号	大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関す る条例の一部を改正する条例について-----	34

報告第1号

和解に係る専決処分の報告について

損害賠償請求事件（XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX）に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和6年10月27日 |
| 2 和解の相手方 | (1) 原告
大東市在住
個人A（未成年者）
(2) 原告の利害関係人ら
大東市在住
個人B（個人Aの法定代理人親権者母）
個人C
(3) 被告ら（大東市を除く。以下同じ。）
大東市在住
個人D（個人Fの法定代理人親権者父）
個人E（個人Fの法定代理人親権者母）
(4) 被告らの利害関係人
大東市在住
個人F（未成年者） |

3 事件の概要

令和４年７月５日大東市立学校において、在校生２名が口論となり、被告らの利害関係人が原告に打撲等の傷害を負わせたことについて、原告が被告ら及び被告大東市に対し、損害の賠償を求めて訴訟が提起されたもの。

4 和解条項の内容

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して、本件解決金として5万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告らは、原告に対し、連帯して、前項の金員を、令和6年11月末日限り、原告指定の口座に振り込んで支払う。振込手数料は被告らの負担とする。
- (3) 被告大東市は、本件大東市立学校が、原告及び被告らの利害関係人の抱く不安感に寄り添うとともに、心のケアをしていき、登校（学習）機会を確保することにつなげていくよう、今後も継続して努める。
- (4) 原告の利害関係人ら及び被告らは、今後互いに、学校外において相手方及びそれぞれの子に接触しないことを約束する。
- (5) 原告の利害関係人ら及び被告らは、本件に関し、正当な理由がない限り第三者に口外しないことを約束する。ただし、既に本件について知っている者から尋ねられた場合に、事件が終結したことを伝えることを妨げない。
- (6) 原告は、被告らに対するその余の請求及び被告大東市に対する請求を放棄する。
- (7) 原告及び原告の利害関係人らと被告ら及び被告らの利害関係人は、原告及び原告の利害関係人らと被告ら及び被告らの利害関係人の間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (8) 原告及び被告大東市は、原告と被告大東市の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (9) 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

5 和 解 の 理 由 和解条項の内容が妥当であると判断したため。

報告第2号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

既払金返還等請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和6年12月5日 |
| 2 事 件 名 | 既払金返還等請求事件 |
| 3 訴えの相手方 | <div style="background-color: black; width: 400px; height: 1.2em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 160px; height: 1.2em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 300px; height: 1.2em;"></div> |
| 4 事件の内容 | <p>令和4年5月13日本市は相手方との間に四条北小学校長寿命化改良工事基本・実施設計業務に係る業務委託契約を締結したが、相手方の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しなかったため、令和6年1月5日付けで当該契約の解除を行った。</p> <p>当該契約解除に伴い、相手方は、本市に対し、令和4年6月7日に本市が相手方に支払った前払金から既履行部分に相応する委託金額を差し引いた額を前払金余剰額として返還する義務を負った。</p> <p>また、本件は、成果物の引渡し前に相手方の債務不履行を理由として契約を解除することとなったため、相手方は、本市に対し、委託金額の10分の1に相応する額の違約金を支払う義務を負った。</p> |

本市は、相手方に対して、上記の前払金余剰額及び違約金の支払を求めたが、度重なる催告にもかかわらず、支払に応じないため、これらの金員の支払を求めるもの。

5 訴訟物の価額 金7, 728, 300円

6 請求の趣旨 (1) 金7, 728, 300円及びうち金4, 691, 200円に対する令和4年6月8日から支払済みまで年2.5%の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

報告第3号

道路上にて発生した事故に係る専決処分の報告について

道路上にて発生した事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出

大東市長 逢坂伸子

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 専 決 処 分 の 日 | 令和6年12月10日 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 3 | 損 害 賠 償 の 額 | 金168,200円 |
| 4 | 損害賠償の理由 | 令和6年10月1日大東市立南郷中学校南側の本市が管理する道路上において、相手方が自動車を駐車場に駐車するために後進したところ、側溝肩が破損していたため、その箇所を通過する際に当該側溝の溝蓋が跳ね上がったことにより、当該溝蓋と車両下部が接触し、相手方自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第4号

決算不認定に係る措置について

令和5年度大東市介護保険特別会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年2月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

1 不認定となった日

令和6年11月25日

2 講じた措置の内容

介護保険特別会計における不適正な事務執行に対する再発防止策として、次の措置を講じた。

(1) 事務処理の適正な執行に向けた措置

ア 地域包括支援センター運営業務の受託業者による収支決算書等の提出

契約書に基づく収支決算書及び毎月の業務報告書の提出を行うよう指導した結果、既に改善された。

イ 生活支援コーディネーター事業に係る事業者の選定方法の見直し

平成28年度以降公募の手続を行わずに随意契約を行っていたが、令和7年度当初に公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。

ウ 生活サポート事業における募集方法の見直し

令和7年度から年間を通じて随時募集を行うこととした。

エ 地域包括支援センター運営業務の委託における透明性及び公平性の確保

次回以降の事業者の選定において、運営業務に附帯業務も含んだ上で、選定を行うこととした。

(2) 地域包括支援センター運営業務の受託業者の体制の適正化に向けた措置

ア 受託業者の体制を改善

従前は、必要に応じて適時受託業者と協議を行っていたが、事業に係る内容把握に努めるとともに、事業の運営状況、体制等について、改善が必要と判断すれば指導を行うため、受託業者からの毎月の業務報告書の提出時に協議を行うこととした。

議案第 2 1 号

大東市教育委員会委員の任命について

大東市教育委員会委員 澤田 真由美氏から辞職願の提出があったので、その後任として、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

住 所	
氏 名	工 藤 真 由 美
生年月日	

公 職 歴	
平成 1 5 年 4 月 ～ 現在	大東市社会教育委員

議案第 22 号

権利の放棄について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|---------------|---|
| 1 放棄する権利の内容 | 柔道整復に係る療養費の返還請求権 |
| 2 債 務 者 | <div style="background-color: black; width: 280px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 160px; height: 20px;"></div> |
| 3 放棄する債権の額 | 金 635,268 円及びこれに係る遅延損害金 |
| 4 放 棄 す る 理 由 | 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく裁判所による免責許可の決定がなされたことから、同法第 253 条第 1 項の規定により、当該債権の請求権を行使することができず、債権を回収できる見込みがないため。 |

議案第 23 号

権利の放棄について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|-------------|---|
| 1 放棄する権利の内容 | 第三者行為によって生じた保険給付に係る損害賠償請求権 |
| 2 債 務 者 | <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 3 放棄する債権の額 | 金 995,624 円及びこれに係る遅延損害金 |
| 4 放棄する理由 | 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく裁判所による免責許可の決定がなされたことから、同法第 253 条第 1 項の規定により、当該債権の請求権を行使することができず、債権を回収できる見込みがないため。 |

議案第 26 号

大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正
する条例について

大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 346 号)
が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正
する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第25号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の8」を「第25条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

単位（千円）

階 級	勤 務 年 数						
	5 年 以 上	1 0 年 以 上	1 5 年 以 上	2 0 年 以 上	2 5 年 以 上	3 0 年 以 上	3 5 年 以 上
	1 0 年 未 満	1 5 年 未 満	2 0 年 未 満	2 5 年 未 満	3 0 年 未 満	3 5 年 未 満	
団 長	2 3 9	3 4 4	4 5 9	5 9 4	7 7 9	9 7 9	1, 0 7 9
副 団 長	2 2 9	3 2 9	4 2 9	5 3 4	7 0 9	9 0 9	1, 0 0 9
分 団 長	2 1 9	3 1 8	4 1 3	5 1 3	6 5 9	8 4 9	9 4 9
副 分 団 長	2 1 4	3 0 3	3 8 8	4 7 8	6 2 4	8 0 9	9 0 9
部長及び班長	2 0 4	2 8 3	3 5 8	4 3 8	5 6 4	7 3 4	8 3 4
団 員	2 0 0	2 6 4	3 3 4	4 0 9	5 1 9	6 8 9	7 8 9

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 27 号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づく地
方公共団体情報システムの標準化における地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書
に示された住登外者宛名番号管理機能を実装するに当たり、住登外者宛名番号管理機能の
情報の管理に関する事務を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定による独自利用を行う事務と
すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

第1条 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように
改正する。

別表第1市長の部に次のように加える。

(11) 住登外者宛名番号管理機能（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に
より市が備える住民基本台帳に記録されていない者について、必要に応じて、当
該者を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能を
いう。以下同じ。）による住登外者（住登外者宛名番号管理機能に登録されてい
る者をいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務

別表第2市長の部(1)の款(1)の項中「（昭和42年法律第81号）」を削り、同部(2)
の款に次のように加える。

(5) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下
「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2市長の部(6)の款に次のように加える。

(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2市長の部(7)の款(5)の項中「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定す
る給付をいう。以下同じ。）」を削り、同款(8)の項中「進学準備給付金」を「進学・就
職準備給付金」に改め、同款に次のように加える。

(16) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2市長の部に次のように加える。

(18) 住登外者宛名番号管理機能に よる住登外者の情報の管理に関 する事務	(1) 地方税関係情報
	(2) 生活保護関係情報
	(3) 外国人生活保護措置関係情報

	(4) 国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
--	---

第2条 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部中(4)の項を削り、(5)の項を(4)の項とし、(6)の項から(11)の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2市長の部中(7)の款中「生活保護の措置」を「生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収」に改め、同款中(2)の項から(7)の項までを削り、(8)の項を(2)の項とし、(9)の項及び(10)の項を削り、(11)の項を(3)の項とし、(12)の項から(14)の項までを削り、(15)の項を(4)の項とし、(16)の項を(5)の項とし、同部(9)の款(5)の項中「中国残留邦人等支援法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年7月1日から施行する。

議案第 28 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の一部が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- （1）大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第25号）第6条第1号
- （2）大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成27年条例第2号）第4条第1号
- （3）大東市職員の退職手当に関する条例（平成7年条例第31号）第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項
- （4）大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第5項第1号

（大東市表彰条例の一部改正）

第2条 大東市表彰条例（昭和38年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号及び第10条中「禁錮又は懲役^この刑」を「拘禁刑」に改める。

（大東市行政不服審査に関する条例等の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- （1）大東市行政不服審査に関する条例（平成28年条例第2号）第14条
- （2）大東市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第27号）附則第8項及び第9項
- （3）大東市環境の保全等の推進に関する条例（平成18年条例第6号）第72条第2項
- （4）大東市ラブホテル建築規制に関する条例（昭和58年条例第3号）第15条第1項

(大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例の一部改正)

第4条 大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例（平成12年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号ア中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(大東市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号。次項において「整理等法」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の大東市職員の退職手当に関する条例第１３条第１項及び第５項、第１４条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１７条第４項並びに大東市職員の退職手当に関する条例第１７条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法及び整理等法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の大東市一般職の職員の給与に関する条例第２７条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 29 号

大東市職員等旅費条例の一部を改正する条例について

大東市職員等旅費条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに鑑み、職員等の出張に係る旅費について、その種目及び内容の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市職員等旅費条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市職員等旅費条例（昭和 53 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第 1 項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第 2 項から第 7 項までを削る。

第 7 条中「旅費は」の次に「、出張に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び次条から第 13 条までに定める内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に、「よつて出張しがたい」を「より出張し難い」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に定めるもののほか、旅費の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 条から第 13 条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第 8 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。第 11 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に規定する運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

（船賃）

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に規定する運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に規定する運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合にあつては、最上級以外（特別職の職員及び職員以外の者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に規定する運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

（その他の交通費）

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自

動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第12条 宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額を限度とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（宿泊手当）

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

第14条を削る。

第15条第1項中「第6条第1項」を「第6条」に、「出張者が視察又は長期間の研修、訓練を受け若しくは」を「視察のための出張、長期間の研修又は訓練のための出張その他の」に、「当該」を「、当該」に、「市長が指定する」を「規則で定める」に改め、同条第2項中「市長が」を「規則で」に、「日額旅費等」を「日額旅費」に、「第6条第1項」を「第6条」に改め、同条を第14条とする。

第16条を削る。

第17条中「となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日にいた地までの前職相当の旅費」を「の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

第17条を第15条とし、第17条の2を第16条とする。

第18条第1項中「死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職相当の旅費」を「出張の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条第2項を削り、同条を第17条とする。

第19条を第18条とする。

第20条中「、公用の交通機関、宿泊施設等又は文書等により金額の指定された交通機

関、宿泊施設等を利用して出張した」を「本市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該出張」を「出張」に改め、同条を第19条とする。

第19条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第20条 市長は、出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項の規定による返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第21条を削る。

第22条中「この条例」を「この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第21条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市職員等旅費条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者が新条例第3条第5項に規定する出張命令等を発する出張について適用し、施行日前に改正前の大東市職員等旅費条例（以下この項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が旧条例第3条第5項に規定する出張命令等を発した出張については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する出張命令権者が旧条例第3条第5項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同条第3項の規定により当該出張命令等を変更する出張については、新条例の規定は、当

該出張のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第20条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 4 証人等の実費弁償に関する条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表中特別職の職員に」を「の規定により市の職員に対して」に改める。

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- 5 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第33条中「法律」の次に「又は条例」を加える。

議案第 30 号

大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の改正により、就業促進手当の支給要件が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市職員の退職手当に関する条例（平成7年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第11項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した大東市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 31 号

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）において政令で定める基準に従って条例で定めることとされている国民健康保険の保険料の賦課に関する事項のうち、低所得者の保険料の減額に係る所得判定基準における被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずる金額について、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）に規定する金額と同額としていたところを、国民健康保険法施行令に規定する金額を引用することとするため、所要の改正を行う。

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険条例（令和４年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第３０条第１項第２号中「２９５，０００円」を「国民健康保険法施行令第２９条の７第５項第３号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額」に改め、同項第３号中「５４５，０００円」を「国民健康保険法施行令第２９条の７第５項第３号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

大東市都市公園条例の一部を改正する条例について

大東市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市都市公園条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号カ中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 33 号

大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例の一部を
改正する条例について

大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

標準下水道条例（昭和 34 年 11 月 18 日付け厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号）の一部が改正されたことを踏まえ、指定工事店の指定に係る下水道排水設備工事責任技術者の専属要件を緩和することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例の一部を
改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例（平成12年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「が1人以上専属している」を「を選任している」に改める。

第8条第5号中「専属する」を「選任する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物番号

6 - 7 1
